

和 8 年 2 月 9 日

施設長様
看護部長様

公益社団法人群馬県看護協会
会 長 神 山 智 子
(公 印 省 略)

日本看護協会認定看護管理者教育課程制度の見直しに伴う 群馬県における今後の認定看護管理者教育課程について

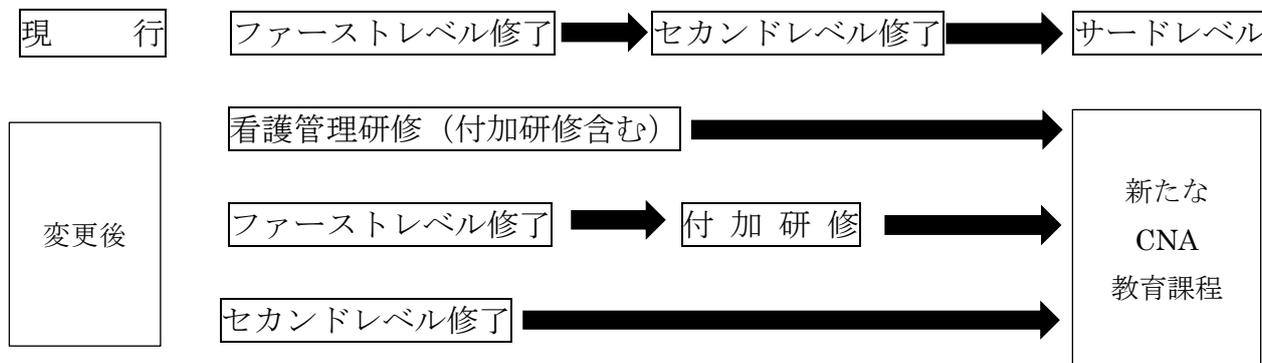
日頃より当会の事業推進につきまして多大なご協力をいただき感謝申し上げます。

当会では、看護管理者を段階的に育成するため、認定看護管理者教育課程を 1993 (H5) 年度からファーストレベル、1999 (H11) 年度からセカンドレベルを開講し、今年度からサードレベルを開講しているところです。

さて、この度日本看護協会において、認定看護管理者教育課程の見直しが行われることになり、それに伴い本会の認定看護管理者教育課程が変更になりますので、ご連絡いたします。皆様におかれましては、変更内容についてご了知いただくとともに、貴施設における看護管理者育成にご活用くださいますようお願いいたします。今後の制度の見直しに関しては、皆様のご意見を伺う機会を経て、詳細を決めてまいりたいと思います。

1. 認定看護管理者教育課程の変更内容

※CNA：認定看護管理者



★2028年～2030年度のみ

看護部長相当の職位にある者、もしくは副看護部長相当^{※1}の職位に1年以上就いている者は、新たなCNA教育課程を受講することができる。

※1「副看護部長相当の職位」とは、保健医療福祉に関連した組織において看護管理を行う立場を指す。

2. 看護管理者研修（付加研修含む）及び新たな認定看護管理者教育課程に関わるスケジュール（予定）

※CNA：認定看護管理者

看護管理者研修（付加研修含む）及び新たな認定看護管理者教育課程に関わるスケジュール（予定） ※CNA：認定看護管理者

年度	2025 (R7)			2026 (R8)			2027 (R9)			2028 (R10)	2029 (R11)		
月	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~3	4~3
現行 CNA教育 課程	日本看護協会	現行のCNA教育課程											終了
	群馬県	ファースト	現行のCNA教育課程										
		セカンド	現行のCNA教育課程										
		サード	現行のCNA教育課程										
新たなCNA 教育課程	日本看護協会		審査要綱 公表	説明会			2027年度 教育機関 審査要綱公表	新たなCNA教育課程の審査（意向審査含む）申請					
	群馬県							開講準備		審査受審		新たなCNA教育課程開講（順次）	
看護管理 研修	日本看護協会		説明会				プログラム認定の申請（年2回）						
	群馬県									開講準備		看護管理研修（付加研修を含む）開始（順次）	看護管理研修（付加研修含む）開講

3. 群馬県看護協会における現行の認定看護管理者教育課程について

現行の認定看護管理者教育課程	最終開講年度
ファーストレベル	2028 (R10) 年度
セカンドレベル	2028 (R10) 年度
サードレベル	2027 (R9) 年度

※最終開講年度の教育課程において、受講を中止した場合や出席時間不足などで修了できない場合には、翌年度に受講できないこととなりますので、ご了承ください。

4. 群馬県看護協会における 2029 (R11) 年度からの認定看護管理者教育課程について

当会では、看護管理研修（付加研修を含む）および新たな認定看護管理者教育課程は、2029年度から開講予定です。今後皆様に、研修についてご意見をいただき開講したいと考えております。

（講義は日本看護協会の e-ラーニング等、演習は集合研修）

1) 看護管理研修（付加研修を含む）について

- ・看護管理研修：日本看護協会から指定された 16 の研修
- ・付加研修：看護管理研修のうち指定する 9 研修。ファーストレベル修了者が新たな認定看護管理者教育課程を受講するためにはすべての受講が必須
- ・受講対象者 ①②の要件を満たす者
 - ①日本国の看護師免許を有する者
 - ②看護管理に関心のある者、看護管理者になる予定の者、看護管理の職にある者

2) 新たな認定看護管理者教育課程について

- ・新たな認定看護管理者教育課程：現行のサードレベルにあたるもの
- ・受講要件 ①～④の要件を満たす者
 - ①日本国の看護師免許を有する者
 - ②看護師免許を取得後、実務経験が通算 5 年以上の者
 - ③看護管理の職にある者※¹

※¹「看護管理の職にある者」とは、師長相当以上の職位、または訪問看護ステーション及び施設等の看護管理者を指す。

- ④以下のいずれかに該当する者

- イ、所定の「看護管理研修」を修了している者
 - ロ、ファーストレベルを修了し、かつ、看護管理研修内の指定された研修（付加研修）を修了している者
 - ハ、セカンドレベルを修了している者
 - 二、看護部長相当の職位にある者、もしくは副看護部長相当^{※2}の職位に1年以上就いている者は、移行処置として2029～2030年度の2年間のみ適応
- ※2「副看護部長相当の職位」とは、保健医療福祉に関連した組織において看護管理を行う立場を指す。